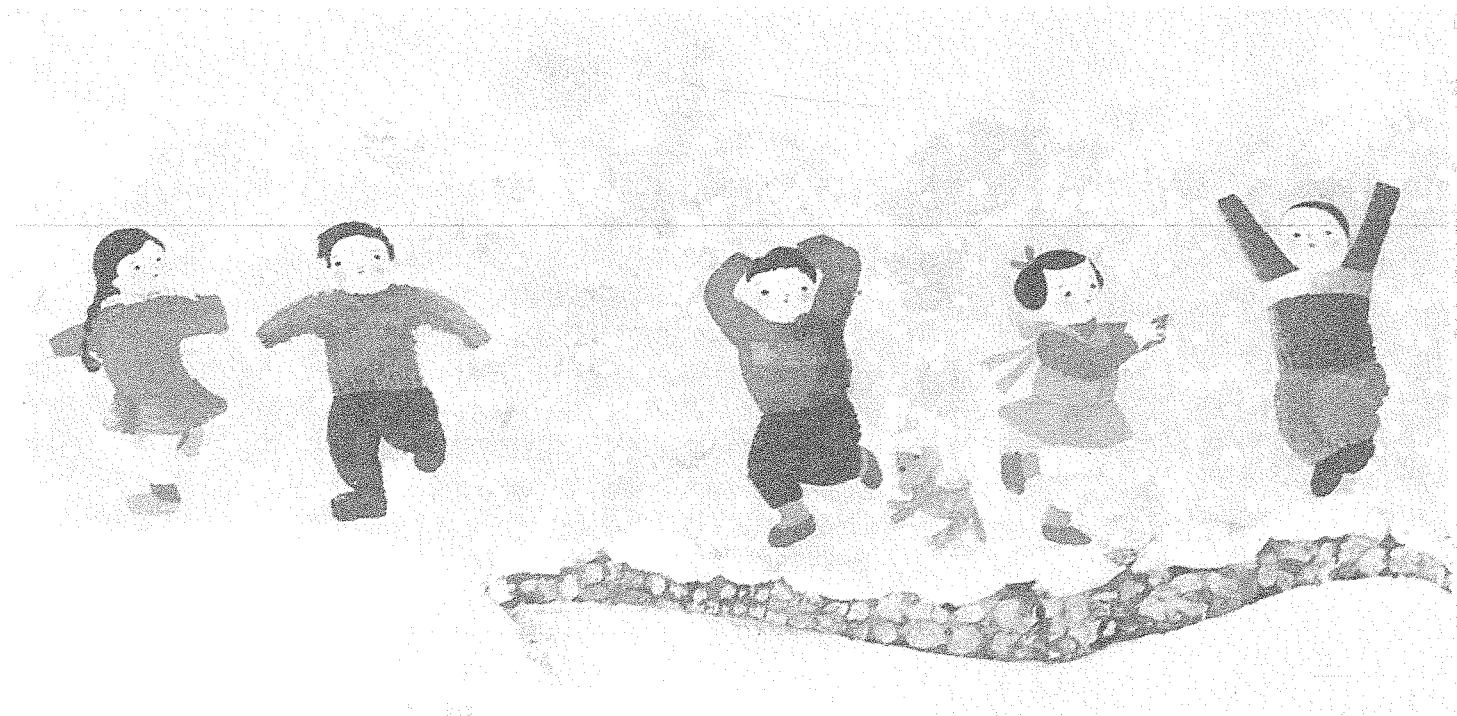


# 野菊莊 要覽



社会福祉法人 宏量福祉会

母子生活支援施設

## 野菊莊

n o g i k u - s o

平成28年4月1日 現在

# 宏 量 福 祉 会 要 覧

沿 革	昭和17年 3月	平安寮 落成開寮 (恩賜財団軍人援護会) 授産施設 保育室併設
	同日	社会事業法届出
	終 戦 後	同胞援護会経営
	昭和25年10月	京都府に移管 名称を平安母子寮、平安保育所と改める。
	昭和34年 7月	財団法人京都民生会に委譲 山ノ内母子寮、山ノ内保育所と名称変更
	昭和34年 7月	山ノ内診療所併設
	昭和44年 3月	山ノ内学童保育所を開設
	昭和55年 1月	社会福祉法人宏量福祉会設立認可 社会福祉法人の認可 山ノ内母子寮の経営を宏量福祉会に移管
	昭和56年 3月	山ノ内母子寮 (野菊荘) 全面改築 (緊急一時保護3室を設ける)
	昭和59年10月	山ノ内児童館の運営受託 (京都市指定管理) (山ノ内学童保育所を山ノ内児童館に変更)
	平成10年 4月	改正児童福祉法の施行 施設名称を野菊荘と改める
	平成12年11月	野菊荘内外装リフレッシュ工事
	平成17年 4月	一時保護事業シェルターみやこ開設
	平成23年 3月	ひだまり・ホット・みやこの開設 (京都市委託) (京都市子育て支援活動いきいきセンターつどいの広場)
	平成23年 4月	常盤野児童館の運営受託 (指定管理) 京都市 DV 相談支援センターの運営受託
	平成23年10月	京都市 DV 相談支援センター開所
	平成26年 6月	野菊荘耐震補強及び大規模改修工事
	平成27年 5月	地域支援事業開始 (ワライバ・タノシメシ・中高生学習会・食材提供)
	平成28年 4月	地域支援事業拡大 (小学生学習会開始)

法人の使命 この社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に、提供されるように援助する事を目的として、その達成に邁進する。

- 基本方針
- ・人権侵害や権利侵害の無い社会づくりを目指します。
  - ・すべての子どもへの良質な生育環境を保証し、子どもを大切にする社会づくりを目指します。
  - ・出産・子育て・就労の希望がかなう社会づくりを目指します。
  - ・仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会づくりを目指します。

- 事業内容
- ・野菊荘 (母子生活支援施設) 宏量福祉会 設置・運営 (厚生労働省認可)
    - ・京都市配偶者暴力相談支援センター 京都市委託事業
    - ・シェルターみやこ (緊急一時保護)
      - (法人独自事業 京都府・京都市 補助金受領)
  - ・山ノ内児童館 (児童館事業・学童クラブ事業) 京都市指定管理事業
  - ・常盤野児童館 (児童館事業・学童クラブ事業) 京都市指定管理事業
  - ・ひだまり・ホット・みやこ (つどいの広場事業) 京都市委託事業

# 野 菊 荘 要 覧

所在地	京都市右京区山ノ内宮脇町9番地の2	
敷地	1, 273㎡ (通路、遊び場など共同使用地あり)	
建物	鉄筋コンクリート4階建	
	1階床面積	492.314㎡ 2階床面積 465.314㎡
	3階床面積	465.314㎡ 4階床面積 465.314㎡
	延床面積	1888.722㎡
	賃貸物件	シェルターさくら (一時保護) 約 33㎡ シェルターつばき (一時保護) 約 33㎡ シェルターつつじ (一時保護) 約 33㎡
設備	◎母子室	31室
	Aタイプ	6室 (3DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ) 約 45㎡
	Bタイプ	9室 (2DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ) 約 32㎡
	Cタイプ	10室 (2DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ) 約 30㎡
	Dタイプ	6室 (2DK 浴室. 便所. 押入. ベランダ) 約 28㎡
	◎事務所	◎応接室 ◎ロビー ◎医務室
	◎相談、談話室	◎宿直室 ◎保育室 ◎学習室
	◎調理室	◎学童室 (2室) ◎倉庫
定員	30世帯 (ほかに緊急一時保護4世帯)	
目的	児童福祉法第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。	
入所	児童福祉法第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。	
機能	<p>当施設は児童福祉に重点を置いた施設で、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支援します。</p> <p>戦中・戦後は戦災によって遭された母子が入所し、戦後処理的援護施設として機能してきました。</p> <p>近年は、DVや児童虐待、母親が障害や心身に疾患を抱えるなどの理由で支援を必要とする母子家庭が増えています。そのため、母子生活支援施設は親子が安心し、安定して生活ができる環境を保障し、入所する際に抱えていた問題を解決するとともに、経済の安定・生活の安定・養育の安定を目指して支援を行います。</p> <p>職員は、利用者とともに自立支援計画を作成し、母親に対する自立支援・子どもに対する自立支援・家族に対する自立支援を行います。</p>	
緊急一時保護	緊急一時保護は福祉事務所及び配偶者暴力相談支援センターや児童相談所からの依頼を受け実施する。施設への直接相談については施設長が受け入れを決め、福祉事務所又は配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行う。	

役 職 員	理事長 芹 澤 出	理 事 藤 田 ヒサエ
	理 事 矢 野 武 也	理 事 清 水 教 恵
	理 事 横 内 美佐子	理 事 芹 澤 千恵美
	理 事 谷 章 子	監 事 長谷川佐喜男
	理 事 伊 藤 正 博	監 事 西 村 彰

職 員	施 設 長 1名	事 務 員 1名
	主 任 1名	ひとり親サポートセンター担当 1名
	母子支援員主任 1名	児童支援員主任 1名
	母子支援員 5名	児童支援員 6名
	心理専門員 1 (1)名	嘱 託 医 (1)名
	管理宿直員 (2)名	作 業 員 (1)名
	* ( ) 内は非常勤職員	

倫理綱領 野菊荘は、母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。その為に野菊荘は、母と子の主体性を尊重した自立への歩を支えるとともに、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことを目指します。

1. 基本理念：野菊荘は、母と子の権利と尊厳を擁護します。
2. パートナーシップ：野菊荘は、母と子の願いや要望を受け止め、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。
3. 自立支援：野菊荘は、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支えることをめざします。
4. 人権侵害防止：野菊荘は、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。
5. 運営・資質の向上：野菊荘は、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。
6. アフターケア：野菊荘は、母と子の退所後も、地域での生活の営みを見守り、関わりを持ち、生活を支えることをめざします。
7. 地域協働：野菊荘は、関係機関や団体とネットワークを形成し、母と子・ひとり親家庭とともに歩み、住みよい地域社会づくりを進めることをめざします。

基本理念

- ・子どもと母親を一人の人として尊重し、安全で安心できる母子の生活を支えます。
- ・子どもと母親の権利を擁護します。
- ・子どもと母親のニーズに対応する支援を提供します。

基本方針

- ・職員・母親・子どもによる暴力を否定します。暴力をなくすよう努力します。
- ・子どもと母親のニーズや課題に対して、子どもと母親を主体とした支援を提供します。
- ・子どもと母親の気持ちに寄り添う支援を提供します。
- ・子どもと母親一人ひとりの自立のあり方をともに考え、その実現を目指して支援します。
- ・子どもが自由に考え、発言できる権利を大切にします。
- ・子どもと母親の一人ひとりの意見を大切にします。
- ・家族の生活を重視した支援をします。
- ・社会や地域社会に貢献します。

- 支援方法
- ・子どもと母親の話を、コミュニケーションスキルを用いて丁寧に聞き、ともに考えます。
  - ・暴力を用いないコミュニケーションの重要性や方法を、子どもと母親に伝える支援をします。
  - ・コミュニケーションに関する専門的なスキルや様々なツールを用いて支援します。
  - ・ジェネラリストソーシャルワークの考え方をを用いて、子どもと母親が納得のいく自己決定ができるように支援します。
  - ・ジェネラリストソーシャルワークの考え方をを用いてアセスメントをし、自立に向けた支援計画を立て、それに沿った支援をします。
  - ・職員は実践を常に振り返り、さらにSVや研修を通して支援の質を高めます。
  - ・社会や地域社会にある様々な課題解決に貢献します。

## 運営方針

### 1. 相談・支援

野菊荘では、母子の自立を支援するためにさまざまな支援を行っています。入所者の皆さんが受けられる支援と個別相談により受けられる支援があります。

### 2. 母親への支援

- ① 家事、金銭面に対する生活支援
- ② 育児支援
- ③ 就労支援（各種職業相談所等の紹介や同行、資格取得のための支援）
- ④ 子ども相談室（心理専門家によるカウンセリング）
- ⑤ 離婚への相談支援
- ⑥ 借金等の問題への相談支援
- ⑦ 母子関係の調整
- ⑧ 乳幼児保育（補完保育、病後児保育、リフレッシュ保育）
- ⑨ 地域との交流
- ⑩ 保健衛生
- ⑪ レクリエーション（遠足・海水浴・キャンプ・その他）
- ⑫ 防災訓練
- ⑬ 退所世帯へのアフターケア
- ⑭ 機関誌（あゆみ月1回、野菊会便り年2回、文集）の発行

### 3. 児童への支援

学童保育を行い、お母さんが安心して就労できるようにしています。スポーツ活動・学習・おやつ・遊びなど、個別・集団を通し、子どもの成長を支援します。

- ① 学習支援
- ② 個別学習支援（ボランティア学生による学習会）
- ③ 個別支援（ピアノ、卓球などそれぞれに合わせた取り組み）
- ④ おやつ提供（申込み制）
- ⑤ 子ども自治会の組織運営（集団登校の実施など）

### 4. 地域のひとり親家庭への子育て支援

- ① ワライバ
- ② ワライメシ
- ③ 中高生学習会
- ④ 小学生学習会
- ⑤ 食材提供

### 5. 実習生・ボランティア活動の受け入れとその調整

施設利用者状況

平成28年4月1日現在

世帯構成

(1) 在籍世帯数 入所 30世帯 (定員 30世帯)  
緊急一時保護 1世帯 (2名)

(2) 人員数 入所 80名 (1世帯平均2.6人)

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
世帯数	0	17	8	3	2	0	30
%	0	57	27	10	6	0	100

(3) 世帯主平均年齢 39.1才 (最低22才 最高56才)

年齢	人員数	年齢	人員数
16才~20才	0	41才~45才	11
21才~25才	3	46才~50才	2
26才~30才	1	51才~55才	2
31才~35才	4	56才~60才	0
36才~40才	7	61才~65才	0
		合計	30

(4) 児童年齢と就学状況

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
男	2	1	1	2	2	2	3	0	2	2	3	0	1	2	0	2	1	0	0	0	26
女	0	2	2	0	1	3	1	0	1	0	2	0	2	2	1	2	1	2	1	0	23
計	2	3	3	2	3	5	4	0	3	2	5	0	3	4	1	4	2	2	1	0	49

区分	児童数	%
乳幼児	18	36.7
小学生	低学年	28.6
	中学年	
	高学年	
中学生	8	34.7
高校生	8	
その他	1	

母子家庭の様態

(5) 離別理由 (子どもが複数の場合は末子の実父との離別理由)

	理由	世帯数	合計
生別	未婚の母	6	30世帯 100%
	協議離婚	11	
	離婚調停(含審判)	10	
	遺棄他	3	
死別	病氣	0	0世帯
	交通事故他	0	0%

生別の分析

理由	人数	%
生計破綻	2	7
夫の暴力(虐待)	23	77
女性問題	0	0
性格の相違	1	3
遺棄不明	1	3
その他	3	10
合計	30	100

職業・収入

(6) 職業

職種	工員	清掃員	調理師 (補助)	福祉的 就労	店員	販売員	専門職 (介護)	事務員	計
正社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パート	5	1	0	4	1	1	0	1	13

就職者	13名	43.3%
求職者(含通院中)	17名	56.7%
職業訓練校	0名	0%

(7) 母親資格取得等(前年度中)

在宅就業支援事業訓練	修了	0名
介護職員基礎研修資格	受講	0名

## (8) 収 入

平均 29、690円

区分	基 本 給	人員数
1	1.0万円以下	2
2	1.0万円以上～ 2.0万未満	1
3	2.0万円以上～ 3.0万未満	0
4	3.0万円以上～ 4.0万未満	1
5	4.0万円以上～ 5.0万未満	2
6	5.0万円以上～ 6.0万未満	2
7	6.0万円以上～ 7.0万未満	0
8	7.0万円以上～ 8.0万未満	0
9	8.0万円以上～ 9.0万未満	0
10	9.0万円以上～10.0万未満	0
11	10.0万円以上～11.0万未満	1
12	11.0万円以上～12.0万未満	1
13	12.0万円以上～13.0万未満	1
14	13.0万円以上～14.0万未満	0
15	14.0万円以上～15.0万未満	1
16	15.0万円以上～16.0万未満	1
17	16.0万円以上～17.0万未満	0
18	18.0万円以上～	0
計		13

## (9) その他の経済状況

生活保護世帯 (含申請中)	26世帯	86.7%
経済的自立世帯	4世帯	13.3%
養育費	1世帯	3.3%
児童扶養手当	24世帯	80.0%
特別児童扶養手当	3世帯	10.0%
児童手当	27世帯	90.0%
障害児福祉手当	0世帯	0.0%
障害基礎年金	1世帯	3.3%
遺族年金	0世帯	0.0%
社会保険	1世帯	3.3%
国民健康保険	4世帯	13.3%
共済組合健康保険	0世帯	0.0%

## (10) 心身の状況

## ◎子どもの状況

要支援児童	43名
(被虐待・不登校・ひきこもり・発達障害など)	
身体障害者手帳交付児	2名
療育手帳交付児	7名
精神障害者保健福祉手帳交付児	1名

## ◎母親の状況

身体障害者手帳交付者	0名
療育手帳交付者	5名
精神障害者保健福祉手帳交付者	4名
精神科通院者	11名



## (11) 在住期間

期 間	半年未満	半年以上	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上
世帯数	4	3	7	4	2	2	2	0	4
%	13.0	10.0	24.0	13.0	7.0	7.0	7.0	0.0	13.0

期 間	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	計
世帯数	0	0	1	1	0	0	0	0	30
%	0.0	0.0	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100

## (12) 入所理由 (内縁関係の男性との理由も含む) 【5年間の統計】

年度	夫等の暴力	児童虐待	家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	職業上の理由	住宅事情	経済的理由	合計
H23	5	1	1	0	0	1	0	8
H24	0	0	0	2	0	1	0	3
H25	2	0	0	1	0	0	0	3
H26	7	0	2	2	0	0	3	14
H27	5	0	1	0	0	1	0	7
計	19	1	4	5	0	3	3	34
%	55.0	3.0	11.0	15.0	0.0	8.0	8.0	100

## (13) 入所時理由別退所世帯の在所期間

入所時理由	在所期間									計
	6月未満	6月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上		
夫等の暴力	0	0	1	0	0	1	1	0	3	
児童虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
入所前の家庭環境の不適切	1	0	0	0	0	1	0	1	3	
母親の心身の不安定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
職業上の理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住宅事情	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
経済的理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	1	0	2	0	0	2	1	1	7	

## (14) 退所先 【5年間の統計】

年度/理由	公営住宅	結婚(復縁)	借家	実家	その他	計
H23	3	0	3	1	0	7
H24	1	0	2	0	0	3
H25	1	0	9	0	0	10
H26	1	0	3	1	2	7
H27	0	2	5	0	0	7
計	6	2	22	2	2	34
%	17.6	5.9	64.7	5.9	5.9	100

(15) 職員の勤務 (年間変形労働時間制・フレックスタイム)

職種	区分	形態	勤務時間
母子支援員 児童支援員	早出	①	7:15～14:00
		②	8:15～17:00
	中出	①	10:15～19:00
		②	13:00～19:00
		③	15:00～19:00
	遅出	①	12:15～21:00
②		13:15～22:00	
作業員	日勤	8:00～16:45	
ひとり親サポート センター担当	日勤	9:15～18:00	

支援員	宿直	22:00～7:15
管理宿直	宿直	19:00～9:00
非常勤	日直	9:15～19:00

\*宿直・日直二人体制

(16) 職員の主要業務

**母子支援員** 母子支援員は、母子の安心安定した生活と心身の健康のために支援を行い、①入所時の課題（DV、離婚、借金問題、その他）解決。②経済的安定（就労、各種手当等の申請、計画的家計運用）。③生活の安定（健康管理、食生活、衛生管理）。④子育ての安定（保育・養育・教育）の自立のためにその生活を支援する。⑤その他に関係機関との連携を図るとともに、退所者に対するアフターケアを行う。

**児童支援員** 児童支援員は、就学児童の生活・学習、子ども会、余暇等を集団的、個別的に支援する。子ども行事の立案・実施、DVや児童虐待など肉体的・精神的ダメージを受けている児童や、不登校・引きこもりなど問題を抱える児童に対する個別ケア等、子どもの自立（健全育成・成長）のための支援をおこなう。更にボランティア活動の受け入れや、退所児童のアフターケア、関係機関との連絡強化を図る。

**事務員** 事務員は、会計、経理事務及び庶務を担当する職員であり、あわせて母子支援員や児童支援員の業務を補佐する。

(17) 平成27年度子育て・生活相談内容

相談件数73件

相談内容

1) 母子の生活	26件	5) 夫等の暴力	43件
2) 離婚問題	0件	6) 借金問題	0件
3) 不登校	0件	7) 拘置	0件
4) 女性問題	0件	8) その他	4件

---

合	計	73件
---	---	-----

支援内容

1) 他府県施設を紹介	0件
2) 市内施設を紹介	0件
3) 婦人相談所を紹介	3件
4) 保護受入	16件
(措置入所 5件)	
(緊急入所後措置 0件)	
(緊急一時保護 11件)	
5) 福祉事務所を紹介	1件
6) 相談、アドバイスのみでおわる	36件
7) 入所辞退(問題解決)	17件

---

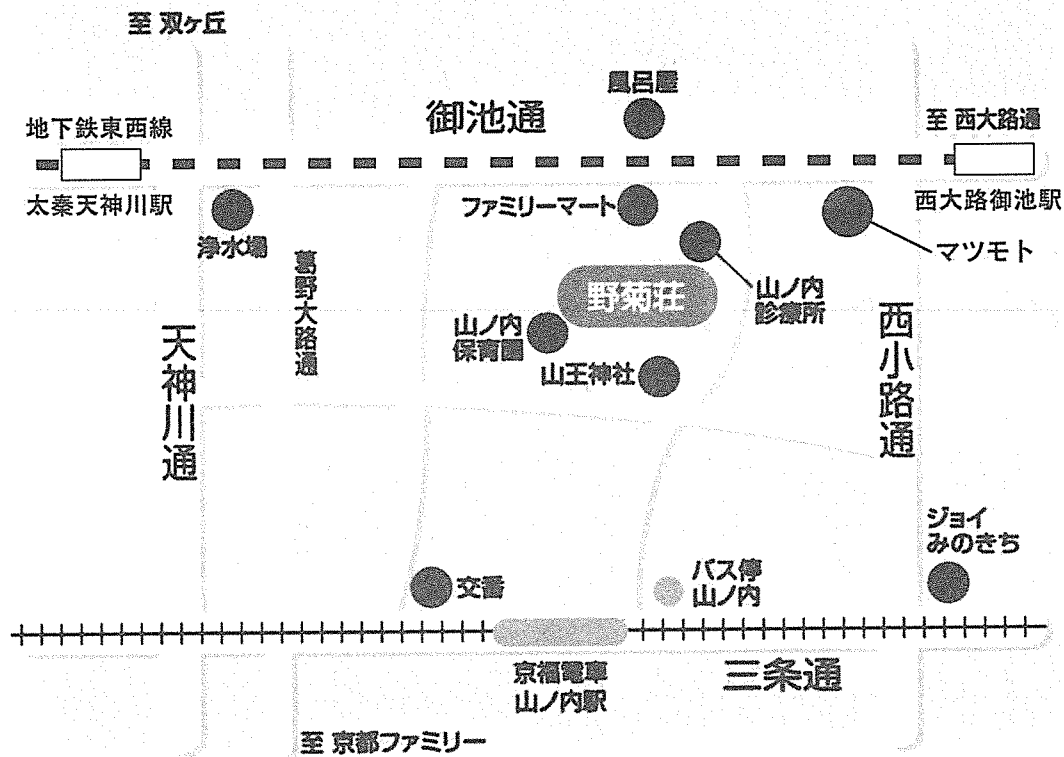
合	計	73件
---	---	-----

出身地(前住所)

1) 京都市内	36件
2) 京都府	7件
3) 他府県	28件
(大阪10 兵庫3 奈良3 滋賀3 三重1 愛知4 熊本1 福岡1 広島1)	
4) 不明	2件

---

合	計	73件
---	---	-----



### 交通のご案内

- 四条大宮から 京福電鉄嵐山線 山ノ内下車 徒歩5分
- 京都駅から 京都バス 71 72 73 番 山ノ内下車 徒歩5分  
市バス 75 番 西小路御池下車 徒歩3分
- 三条京阪から 市バス 11 番 山ノ内下車 徒歩5分
- 京都市地下鉄東西線 西大路御池下車 徒歩10分

母子生活支援施設の利用についてはお住まいの地域の福祉事務所でご相談下さい。

社会福祉法人 宏量福祉会  
**野 菊 荘**  
 nogiku - so

〒615-0092 京都市右京区山ノ内宮脇町9  
 TEL. (075) 803-0828 (代表) (075) 801-9734 (事務所)  
 FAX. (075) 801-9735  
詳しくは、当施設ホームページ メールでのお問い合わせは  
<http://www.nogiku.gr.jp/> をご覧下さい。 [nogiku@nogiku.gr.jp](mailto:nogiku@nogiku.gr.jp) までご連絡下さい。